◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。
◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。
◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○谷委員長　次に、階猛君。

○階委員　希望の党の階猛です。

本日は、先日の大臣の所信について何点かお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、所信の中でこういうくだりがありました。人と人とのつながりをつくり、生きがいを持って暮らしていただくための心の復興にも力を入れてまいります。

心の復興、最近よく耳にする言葉でもありますが、改めて、この心の復興とはどういう意味なのか、これを大臣からお答えいただけますか。

○吉野国務大臣　これからの復興は、日常生活を取り戻すことというふうに私は考えております。

震災から年数が経過する中、被災者が抱える課題は個別化、多様化しており、被災者一人一人の置かれた状況を踏まえた、きめ細やかな支援が必要でございます。

特に、被災者の心のケアや、ひとり暮らしの方や高齢の方が、人とのつながりをつくり、生きがいを持って暮らしていただけるような支援が必要と考えており、被災者の心の復興として今取り組んでいるところでございます。

○階委員　冒頭のところで、日常生活を取り戻すことが心の復興だというお話を伺いましたけれども、先ほど私が読み上げたところを見ますと、人と人とのつながりをつくり、生きがいを持って暮らしていただくための心の復興ということで、ための心の復興ですから、心の復興というのは、人と人とのつながりをつくり、生きがいを持って暮らしていただくことの手段というふうに国語的には読めるわけですね。

私は、確かに、この人と人とのつながりをつくり、生きがいを持って暮らしていただくということは非常に大事であって、むしろここが究極の目的であるということについては全く賛同いたしますけれども、逆に言いますと、むしろ、この人と人とのつながりをつくり、生きがいを持って暮らしていただくことイコール心の復興という言い方の方が私はぴんとくるんですけれども、もう一度確認しますけれども、心の復興というのは、大臣の考えでは、日常生活を取り戻すことだというふうにお考えだというふうに受けとめてよろしいですか。

○吉野国務大臣　復興の担い手は、被災者自身なんですね。ですから、復興を担っていく方が心が折れた状態では、担い手になり得ません。

そういう意味で、心の復興、心のケアを通して折れた心をもとに戻して、復興の担い手、すなわち日常の暮らしを取り戻すこと、これが復興行政の究極の目的に私はなるというふうに考えております。

○階委員　日常生活を取り戻すこと自体、私も全く異議はございません。

ただ、やはり、人と人とのつながりをつくったり、生きがいを持って暮らしたりということが究極の目的としてあるべきではないかと思っています。

そういう意味で、心の復興なり、私が今申し上げました、つながりであるとか生きがい、こういったことに対する、政府として成果指標をどこに置くべきかということを考えなくちゃいけないと思うんですが、この点について、大臣のお考えをお聞かせいただけますか。

○吉野国務大臣　心の復興は、被災者一人一人の心の内面に関係するものでございますので、それぞれで事情が異なり、的確な成果指標をお示しすることは難しいところでございます。

しかしながら、人とのつながりをつくり、生きがいを持って暮らしていただくという観点で考えると、多くの被災者や地域住民が参加することが望ましいと考えております。このため、復興支援に係る施策の推進に関する政策評価の事前分析においては、心の復興事業の参加者数を指標として設定しているところでございます。

○階委員　ちょっと、その参加者数というところだと、私は余り的を得ていないんじゃないかなという気がします。むしろ、被災者の孤独死であるとか自殺といったことをなくしていく、これを目

標として、成果指標として掲げるべきではないかというふうに考えます。

ところで、現時点で、復興庁の方でそうした孤独死や自殺の実態というのを定量的に把握していらっしゃいますか。お答えください。

○吉野国務大臣　委員御指摘の孤独死については、地域とつながりがあっても独居で亡くなられた場合の取扱いなど、明確な定義は難しく、一律に把握するのは難しいと考えております。

また、自殺の多くは、多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、さまざまな要因が連鎖する中で起きるものでございますので、東日本大震災に関連する自殺者数については、関係省庁において把握し、公表されているところでございます。

被災者の孤独死や自殺を防止するための対策は重要でございます。復興庁では、自治体等と連携して、心のケア、コミュニティー形成、生きがいづくりなど、さまざまな支援を実施しているところでございます。さらに、日常生活で継続的な支援が必要な方に対しては、自治体が展開している保健福祉サービスの活用につなげるなど、きめ細かな対応が行われていると承知をしております。

委員御指摘の孤独死や自殺の防止については、さまざまな取組によって効果があらわれるものと理解をしております。このため、これらを心の復興の成果指標として整備することは難しいと考えておりますが、関係省庁や自治体と連携しながら、その防止に向けて取り組んでまいる所存でございます。

○階委員　孤独死や自殺の防止に対して取り組むということについては同じ方向性だということなんですけれども。

先ほど、午前中の質疑で、阿久津委員が、震災関連死に自殺は含むのかというようなことを取り上げていたと思います。

私は、今、数字を把握するのは困難だということを言われましたけれども、少なくとも、関連死の中で、自殺した方とか、あるいは孤独死された方、こうしたことであれば把握できるんだと思うんですね。

取組が効果を上げているかどうかということをしっかり検証するためにも、数値は可能な限り把握すべきだというふうに思いますけれども、今私が御提案申し上げました、まずは、関連死の中で孤独死とか自殺というのはどのぐらいあるのかということは至急調べていただいて、お示しいただけませんでしょうか。

○加藤政府参考人　先ほど大臣から御答弁ありましたけれども、孤独死については、明確な定義は難しくて、一律の把握は難しいということでございますけれども、自殺された方の数につきましては、関係省庁の方で把握をしてございまして、例えば平成二十九年でございましたら、全国合計で男女で二十六名の方がお亡くなりになっているというような数字は把握をしているところでございます。

○階委員　孤独死という定義はなかなか難しいというのはわかると思うんですけれども、震災関連死ということを認定する中で、その方がどういう暮らしの状況をされていたか、一人で暮らしていたのか、御近所のつき合いはどうだったのかとか、そういうことも付随的にわかってくると思うんですね。

そうしたことで、孤独死というとちょっと定義の問題になりますけれども、孤独な状況にあったのかどうかということを把握していただいて、そういう数字も教えていただけるとこれは今後の対策に役立つのかなという気がしますので、ぜひ御検討いただきたいと思います。

そこで、私はきょう、ある新聞記事を持ってきたんですけれども、これは私の地元の岩手日報の三月十一日の記事で、お手元に、資料の一ページ目にその写しをつけさせていただいております。上の方に、「最後だとわかっていたなら」ということで、詩が書かれてあります。これは外国の方なんですが、十歳の息子を亡くした経験をもとに書かれたものだということです。

長いので、最後のところだけ読ませていただきます。後半三分の一ぐらいのところに、

そして　わたしたちは　忘れないようにしたい
若い人にも　年老いた人にも
明日は誰にも約束されていないのだということを
愛する人を抱きしめられるのは
今日が最後になるかもしれないことを
「ごめんね」や「許してね」や「ありがとう」や「気にしないで」を伝える時を持とう
そうすれば　もし明日が来ないとしても
あなたは今日を後悔しないだろうから

ということで、後で、最初のところからぜひお読みいただければと思うんですけれども。

私は、こういう、今回、三・一一を通じて、震災で直接被害を受けなかった方も、きょうという日が当たり前ではないんだということは痛感したと思うんですね。親しい人、家族などと今こうして一緒にいられるのは特別なことなんだということを実感したと思うんですね。

そういうことを踏まえて、この岩手日報では、記事の下のところに、三月十一日を、全ての人が大切な人を思う日、全ての人ですから、被災者だけじゃなくて全国民ですね、が大切な人を思う日にしようではないかという提案をされています。これが被災者の孤立や震災の風化を防ぐ、ひいては、先ほど私が孤独死とか自殺のことも言いましたけれども、心の復興にもつながるのかなという気がしています。

三・一一について、震災から七年を経て、やはり全国民について言えば風化というものは進んできている中で、この岩手日報の提案というのは私は非常に意義のあるものではないかなと思うんですが、ぜひ大臣に、この件について前向きな御答弁をいただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○吉野国務大臣　私は、三月十一日を涙を流す日と決めています。残り三百六十四日は、前を向いて、涙は流さないというふうに自分に言い聞かせております。

私にとって一番大切な人、友人ですけれども、高校の同級生なんですけれども、津波で亡くなってしまいました。追悼式のそのときに、岩手県、宮城県、福島県の遺族の方々が献花をしたんですけれども、その献花の姿を見て、もう涙がとまりませんでした。ですから、私にとって三月十一日という日は、本当に友人を思う日という形で決めております。

今、階委員から、大切な人を思う日とすることにつき御提案をいただきました。災害は必ずやってまいります。防災、減災をしなければならないわけでございます。被害を経験した者として、教訓を風化させずに伝えること、これが重要でございます。

復興庁として、記憶、教訓の伝承の場として、被災三県で国営追悼・祈念施設の整備や震災遺構の保存、伝承施設の整備への支援などを行っております。二月十七日に、東京都と宮城、岩手、青森、福島県が、風化防止イベント、復興応援・復興フォーラム二〇一八イン東京、都知事と宮城県知事、私も参加をさせていただきましたけれども、等を開催し、私も参加をいたしました。

記憶を風化させてはならない。今後とも、風化防止のために発信を続けるつもりでございます。

○階委員　私がこの記事を見てはっとしたのは、大臣がおっしゃるように、風化を防ぐための取組は政府としてもいろいろされているんだと思いますけれども、ただ、これはやはり被災地のことを忘れないようにしましょうという趣旨なんですね。

そうではなくて、国民一人一人が自分のこととしてこの三・一一を捉えるということで、一人一人が自分にとって大切な人を思う日にすれば、やはり被災地の方にも結果寄り添うことになるということで、私は、この発想というのはちょっと視点が違って、より多くの国民が被災地を自分ごととして考えて、そして震災の記憶の風化を防ぐということにもつながると思いますので、これまでの取組を否定するものではありませんが、ぜひこうしたことも一つの風化への取組ということで取り組んでいただきたいと思うわけですけれども、もう一度、大臣の方からこの件について御答弁をお願いできますか。

○吉野国務大臣　御提案の日を大切な人を思う日とするかについては、被災者の方々のお気持ちはさまざまでございます。多様な論点があり、今後幅広い議論が必要というふうに考えております。

○階委員　それでは、ぜひさまざまな声に耳を傾けていただいて、風化を防ぐために何ができるかということで一つの提案を申し上げました。ぜひ前向きに御検討いただければということをお願い申し上げます。

それでは、次のテーマですけれども、かさ上げ地と移転元地の活用についてお尋ねしたいと思います。

大臣の所信の中で、こういうくだりがありました。「高台移転地と災害公営住宅は、今年度末までに九割が完成、平成三十年度末でほぼ全てが完成する見込みとなっております。」ということなんですが、これ自体はそのとおりでしょう。ただ、ここから抜けているのが、高台移転の元地、移転元地、それから区画整理でかさ上げされた土地、こちらについて利用が余り進んでいない。特に移

転跡地、移転元地については、危険区域ということもあって、まだ全然利活用の方向性が見えてきていないところがほとんどなんだと思います。

また、区画整理してかさ上げされた土地の方も、陸前高田市とか大槌町、私も行ってまいりましたけれども、まだまだ空き地があって、今後の利用がはっきりしないところも多々あるというふうに伺っています。

そこで、かさ上げ地と移転元地の活用についてお尋ねしたいんですけれども、改正後というか、今改正案が審議されていますけれども、まだ審議に入っていないかもしれません、済みません。今国会で審議予定だと思うんですが、都市再生特別措置法の改正案、これによる低未利用土地権利設定等促進計画というのが、私の資料で二ページ目にその法案の概要が書かれていまして、そこの中で、下線が引いてある真ん中の左の方ですね、ここに今申し上げた低未利用土地権利設定等促進計画の説明があります。これを空き地が目立つかさ上げ地で利用できないのかということなんです。

というのも、空き地が点在していて、そのままでは景観上もよくないですし、なるべく集約していくことによっていろいろな活用の幅も広がってくるということで、せっかくこういう法案が、今国会で政府として成立を目指すのであれば、この仕組みを被災地でも直接利用できるようにすべきではないかと思うんですが、どうも事務方から聞いていますと、利用が即座にはできないような話を聞いているんですが、この点について大臣の御見解を伺います。

○吉野国務大臣　質問通告では、復興特区制度とこの新法との違いという形で通告を受けていたんですけれども、これは、ちゃんと、きちんと計画をつくれば受けられるということでございますので……（階委員「済みません。今の質問は」と呼ぶ）

○谷委員長　ちょっと大臣、お待ちください。

質問者は間違えたんですか。

○階委員　そうですね。今の点は、ごめんなさい、国交省に通告していましたね。ごめんなさい。大臣、失礼しました。

もう一回お願いします。

○榊政府参考人　お答えをいたします。

我が国では、地方都市始め多くの都市において、空き地、空き家などの低未利用地が時間的、空間的にランダムに発生する都市のスポンジ化が進行しており、コンパクトなまちづくりの推進に重大な支障となっております。

このため、低未利用地の集約による利用促進等の施策を総合的に講じる都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案を今国会に提出したところです。

この法案に盛り込んでおります、御指摘の、低未利用土地権利設定等促進計画は、行政が土地所有者と利用希望者のコーディネートを行い、必要な権利の設定、移転を促す制度であり、市町村が立地適正化計画を作成した場合、居住誘導区域内及び都市機能誘導区域内において活用可能なものとなっております。

○階委員　今、事務方からの答弁で、法律上は立地適正化計画というのを定めないとこの仕組みは使えないということでありました。

ところで、復興特区法という中で、規制の特例措置というのが認められるということになっていると思うんですが、先ほど申し上げましたように、かさ上げ地の土地の利用をより活性化するためにも、私は、かさ上げ地で、先ほど言った低未利用土地権利設定等促進計画なるものを利用できるようにして、土地の集約とかを迅速に進めるようにしたらいいんじゃないかと思うんですが、済みません、大臣、改めてお伺いします。

○吉野国務大臣　国交省の法案における計画については、市町村が作成すれば税制等の特例措置が講じられるものと承知をしております。一方、復興特区、推進計画、復興推進計画ですけれども、これは、特例を受けるためには、市町村が各特例について計画を策定し、総理大臣の認定を要します。

このように、国交省の法案における計画は、復興特区に比べて手続がより簡素化されているところです。

この制度に関して自治体から相談があった場合には、国交省とも相談して、丁寧に対応、支援をしてまいる所存でございます。

○階委員　より手続が簡便な方がいいと思いますので、今の御説明だと、必ずしも復興特区だからといって手続が簡便というわけではないということだと思いますので、そこら辺は事務方の方で、よりよい方法で、被災地のニーズに応えていただければというふうに思います。

それから、次の資料のページには、所有者不明土地の利用の円滑化法案、これも今国会で提出している新しい法案なんですけれども、この中で、法案の概要の一の①というところで「公共事業における収用手続の合理化・円滑化（所有権の取得）」というのがあります。これは、土地収用に反対する地権者が存在する場合であっても利用できるのかどうか、これを、事務方で結構ですので、教えてください。

○北村政府参考人　お答え申し上げます。

今国会に提出させていただいております所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案におきましては、先生御指摘の、公共事業のために所有者不明土地を収用する場合の手続の合理化に関する制度を盛り込んでございます。

これは、反対する権利者がいない、また、簡易なものを除いて建築物がなく現に利用されていない所有者不明土地を公共事業のために収用する場合に、収用委員会にかわって都道府県知事が裁定することなどによりまして、手続の合理化を図るものでございます。

委員御指摘のとおり、反対する権利者がいる場合には本制度は適用できませんで、現行の土地収用法による不明裁決などを活用していただくことになります。

○階委員　反対する地権者が存在する場合は利用できないということでした。

それからもう一つ確認したいんですが、この法案で、所有者の探索を合理化する仕組みということで、法案の概要の二に書いています。「所有者の探索において、原則として登記簿、住民票、戸籍など客観性の高い公的書類を調査することとするなど合理化を実施。」というのがありますが、この仕組みは、移転元地にある買上げ対象土地で、権利者不明であるものについては利用できるのかどうか、これも事務方で結構ですので、教えてください。

○北村政府参考人　お答え申し上げます。

移転元地でありましても、必要な事業を行う場合には、この制度を使えることになってございます。

○階委員　所有者の探索を合理化する仕組みというのは、移転元地で権利者不明の場合に使えるというのは、私は前進だと思いますけれども、ただ、他方、その前に伺った、反対者がいる場合は使えないというところは、なお改善の余地があるのではないかということで、買上げに反対する方がいる場合について、移転元地がモザイク状になる一つの理由ではないかというふうに思っています。

そのモザイク状になっている土地で、行政側がここを活用するための復興事業をやりたいというときに、それを迅速に進めるために新たな法制度が必要ではないかということで、先般、野党六党で共同提出した特区法の改正案、これを資料の四ページ目につけております。

異議申出がない場合、ある場合で分けておりますけれども、異議申出がない場合は、用地委員会に対し補償金を予納すれば、直ちに使用裁決を経て明渡しということなんですが、異議申出がある、真ん中の左側の方ですけれども、この場合であっても、権利取得裁決ができる。そして、各筆の土地ごとの、個々の権利者の持ち分はわからなくても、それに見合う補償金を納付すれば、明渡しを受けて工事に着工できるということでありまして、反対者がいる場合でも適用できるという意味では、政府の先ほどの案よりも更に一歩前進ということで、私はこれをやるべきではないかというふうに考えますけれども、この点について大臣のお考えをお願いします。

○吉野国務大臣　今国会に国交省から提出された新法に基づく新制度は、反対する地権者がいない場合に限り活用できるものである、このように承知をしております。

住宅再建・復興まちづくりに当たっては、現行の土地収用制度を抜本改革し、土地収用の手続を大幅に簡素化、短縮をしたところでございます。これは、主に所有者不明土地への対応を想定したものでございますが、用地取得が難航する収用手続においても活用されております。

引き続き、これらの制度を的確に活用していくことが重要である、このように考えておる次第であります。

○階委員　ごめんなさい。最後に今の点だけ確認しますけれども、反対者がいる場合ではこの新しい制度は使えないということなんですけれども、更にそれを一歩進めて、野党の提案しているようなことについて取り組むべきだと私は考えますけれども、この点についてはどういうことなんでしょうか。

○吉野国務大臣　この点については国会で大いに

議論をしてほしい、このように考えております。

○階委員　時間が来たので終わりますけれども、最後につけておりますのは、被災地で生産年齢人口以下で人口減少が進んでいるということで、予算委員会でも同じものを出しました。この部分について、やはり復興を進める上で大きなメルクマールとして取り組んでいくべきだということを最後に申し上げまして、質問を終わります。

ありがとうございました。